

令和元年(2019年)10月29日

関係各位

防府市長 池田 豊

令和2年度 予算編成方針について

1 国・県の状況

国の令和2年度の概算要求基準では、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、引き続き、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むため、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされている。

今後の経済動向については、月例経済報告（令和元年10月）において、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している。」とされている一方で、先行きについては、「通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。」とされている。

また、県においては、「産業維新」、「大交流維新」、「生活維新」という「3つの維新」への挑戦を支える、揺るぎない行財政基盤を確立するため、総人件費の縮減や県有施設の廃止も含めた見直しなど、引き続き、徹底した行財政構造改革を進めることとされている。

2 本市の財政状況

本市の平成30年度決算にみる実質単年度収支は、約6億9千万円の赤字となり、平成26年度以降5年連続の赤字計上となっている。これに伴い、財政調整基金残高も、ピークであった平成25年度の約54億6千万円から23億円減少し、約31億6千万円となった。このままでは、数年後に安定的な財政運営に最低限必要な20億円を割り込むおそれがある。

また、財政構造の硬直度高いを示す経常収支比率も、96.9%と依然として9割を超える高い水準にあり、現状の硬直化した財政構造を改善しない限り、今後も多額の財源不足が続くことが見込まれることから、歳入・歳出両面からの徹底した見直しが必要となっている。

3 令和2年度の財政見通し

現行の地方財政対策をベースに策定した中期財政計画における令和2年度の財政見通しは、歳入面では、地方税等の一般財源総額を今年度並みに見込んでいるものの、消費税率引上げによる需要変動や海外の経済動向の不透明性など、本市の歳入環境に大きな影響を及ぼす要因があることから、予断を許さない状況である。

歳出面においては、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大に加え、会計年度任用職員制度の導入による人件費等の義務的経費の増加が見込まれる。

こうしたことから、現時点で、約13億4千万円の大幅な財源不足となる見通しであり、より一層、財政健全化の取組を徹底し、財源不足額の圧縮を図っていく必要がある。

4 予算編成の基本方針

来年度は、令和3年度から始まる新たな総合計画を策定する重要な年である。平成から令和に引き継がれた諸課題の解決に向けて、全職員が知恵を絞り、新たな時代の本市の未来を切り拓く、実効性の高い総合計画を策定していく必要がある。そのためにも、「第四次防府市総合計画」に掲げる諸施策については、次期総合計画につながるよう着実に取組を実行していくこととする。

また、これらの取組を進めるに当たり、「市民生活の安全・安心」、本市の強みや潜在力を活かした「産業の振興」、安全で住みやすい地域づくりを実現するための「地域活動の活性化」など、市民生活の向上を図り、将来にわたって住み続けたいくなる、活力あるまちづくりのための施策については、重点的に取り組むこととする。

特に、相次ぐ自然災害により、毎年のように全国各地で甚大な被害が発生しており、市民のくらしの安全・安心の確保は最重要課題となっている。そのため、防災対策の充実や市民の生命・財産を守るための事業については、国の災害対策に係る施策も注視し、引き続き、力を入れて取り組んでいかなければならない。

一方で、本市財政の状況や見通しは依然として厳しく、将来にわたる施策展開を支えるためには、持続可能な行財政基盤の構築は急務である。財政健全化対策本部において示された取組の方向性に沿って、未利用地の売却、ネーミングライツの導入、国・県事業の積極的な活用などの財源確保対策や全事業を対象とした事務事業の総点検などの取組を着実に進め、その効果を来年度予算に確実に反映させることとする。

このように、新年度予算編成に当たっては、将来の発展に向けた取組と財政健全化への取組を並行して進めていく必要がある。

そのためには、いわゆる「スクラップ・アンド・ビルド」ではなく、「ビルド・アンド・スクラップ」の発想を持って、まずは、本市の未来を見据え、真に必要な施策事業の構築を図り、それを力強く前に進めていくために既存事業を見直す姿勢で、厳しい予算編成を乗り切っていかなければならない。

以上を踏まえ、限られた財源を最大限活用し、「明るく元気で豊かな防府市」を実現するため、全庁一丸となって、全力で予算編成に取り組むこととする。

令和2年度予算編成要領

予算要求に当たっては、以下の事項に十分留意すること。

1 基本的事項

令和2年度当初予算編成においては、昨年度に引き続き、本年度予算をベースに経費の性質ごとに仕分けし、一部の経費について、税等一般財源の収入見込みに応じて、部単位で要求可能な一般財源を配分する枠配分方式を実施するので、部単位で調整し、配分された枠内に収まるよう要求すること。

原則全事業を見直しの対象とするので、引き続き、事業の目的、成果等を総点検し、必要に応じて新たな事業として所要額を計上すること。

新規事業については、事業見直しにより捻出した一般財源範囲内で要求すること。ただし、重点施策に係る新規事業及び事業実施に多大な財源を要する臨時的な事業については、必要性、費用対効果、実施時期等を十分検討の上、別途要求をすること。なお、重点施策に係る新規事業、臨時的な事業及び財政健全化取組項目については、全件一件査定とする。

歳入予算については、制度変更や過去の収入実績に応じ、適切に計上を行うこと。

2 総合予算の編成

総合予算として編成し、年度内の予算不足に対し補正による対応は原則行わないので、年間見通しに基づき、予定されるすべての収入及び支出を的確に把握し、計上すること。

3 新たな総合計画の確実なスタートに向けた取組の推進

- ① 新たな総合計画の確実なスタートに向けて、芽出しを含め、本市の未来を見据えた取組や施策展開を図ること。
- ② 「第四次防府市総合計画」に掲げる諸施策については、計画最終年度を迎えることから、概ね目的を達成した事業や効果が見込まれない事業については資源配分を抑え、実効性の高い取組を重点的に推進すること。

4 重点施策の推進

市民生活の安全・安心に関する事業、産業の振興に関する事業、地域活動の活性化に関する事業など、市民生活の向上を図るため真に必要な事業については、これまでの成果を活かしながら、より実効性のある施策を着実に推進すること。

5 財政健全化対策の取組

持続可能な行財政基盤への転換を図るため、重点的に財政健全化に取り組むこととするので、次の点に特に留意し、予算計上すること。

(1) 財源の確保

市税収入などについて、収納率の更なる向上に努めること。

多額の財源不足に対応するため、国・県等の補助事業を積極的に活用することはもとより、遊休資産の処分やネーミングライツの導入を計画的に進めるとともに、ふるさと納税の活用、保有基金や特別会計余剰金の活用など、職員の創意工夫により財源の確保に努めること。

(2) 事務事業の徹底した見直し

事務事業の目的、成果等を再度総点検し、限りある財源をより高い効果が見込める事業や重点施策に集中的に活用すること。

補助金については、「補助金見直しに関するガイドライン」により見直しを行うこと。特に市単独で実施している補助金については、制度設計の見直しにより、国・県の制度へ組み替えるなど市費負担の軽減が出来ないか検討すること。

(3) 事務処理コストの抑制

職員の負担軽減を図る観点からも、働き方改革の推進により、事務事業の見直しを進め、時間外勤務手当などの事務処理コストの抑制を図ること。

また、新たに導入される会計年度任用職員については、これまでの臨時職員等の雇用実態や実績を十分検証し、真に必要な範囲で予算計上すること。

(4) 審議会・協議会の見直し

所期の目的を達成したもののや設置効果が乏しいものについては、廃止や他の審議会等への統合を図ること。

(5) 特別会計・企業会計の健全化

独立採算の原則に基づき、業務効率化、経費節減、受益者負担の適正化など事業の採算性を高める取組を実施するとともに、一般会計からの繰出金の適正化を図ること。

(6) 公共施設等の適切な管理運営

公共施設等については、「防府市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設総量の適正化や効率的な運営による維持管理経費の削減に取り組み、財政負担の軽減・平準化を図ること。

また、指定管理については、施設の最も効率的・効果的な管理運営形態を改めて検討するとともに、費用対効果に留意し、適切な見積もりを徹底すること。

(7) 税源涵養の促進

安定的な税財源の確保につながるよう、まちづくりによる市の活性化、企業誘致、地産地消の強化など税源涵養に資する施策の構築に配慮すること。

6 国・県の動向等

国・県補助金等については、制度改革や予算編成の状況など、国・県の最新の動向を注視しながら情報収集に努め、確実な見積りに努めること。

厳しい財政状況にあっても着実な施策構築を図るため、国の財源措置を最大限活用すること。

国・県の制度見直しがなされた場合、同様の制度見直しを原則とし、安易に市負担を増やす取り扱いを行わないこと。

また、各種団体の助成制度についても調査・検討し、積極的に活用すること。

7 その他

詳細な予算要求基準は、別途通知を行うので、指示事項を厳守の上、指定期日までに予算見積書を提出すること。

なお、予算見積書提出後、積算根拠等に変更が生じた場合は、速やかに財政課担当者と調整を行うこと。